

## 岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内の伝統的工芸品産業の振興と発展を図るために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 特定製造協同組合等（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）第4条第1項に規定する特定製造協同組合等をいう。以下同じ。）
- (2) 販売事業者（伝産法第7条第1項に規定する販売事業者をいう。）
- (3) 販売協同組合等（伝産法第7条第1項に規定する販売協同組合等をいう。）
- (4) 製造事業者（伝産法第4条第1項に規定する製造事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）
- (5) 製造協同組合等（伝産法第4条第1項に規定する製造協同組合等であって、特定製造協同組合等に該当しないものをいう。）
- (6) 連携製造事業者（伝産法第11条第1項に規定する連携製造事業者をいう。）
- (7) 連携製造協同組合等（伝産法第11条第1項に規定する連携製造協同組合等をいう。）
- (8) 伝統的工芸品産業振興支援事業実施者（伝産法第13条第1項に規定する支援事業又は伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱い（昭和52年4月18日付け52生第219号。通商産業大臣通達。以下「大臣通達」という。）第11項に規定する産地支援事業を実施する者をいう。）
- (9) 伝統的工芸品指定候補団体（伝産法第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けようとしている工芸品に係る団体をいう。以下同じ。）
- (10) 国の伝統的工芸品産業支援補助金の交付の対象とならない団体（伝産法第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けた工芸品に係る団体のうち、国の伝統的工芸品産業支援補助金の対象とならない理由に正当性があるものあって、知事が認めるものをいう。以下同じ。）
- (11) 岐阜県郷土工芸品指定製造者（岐阜県郷土工芸品指定要綱第4条第1項の規定により指定を受けた郷土工芸品を製造する製造者をいう。以下同じ。）

(12) その他知事が特に必要があると認めた者

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体において代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 県税を完納していない者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 伝統的工芸品産業産地振興事業

ア 振興事業

伝産法第4条第1項に規定する振興計画又は大臣通達第8項に規定する産地振興事業計画に基づき実施される事業であって、従事者の後継者の育成、若年層等後継者の創出育成、技術・技法の記録収集・保存、原材料の確保対策、需要開拓、意匠開発を行うもの又は伝統的工芸品指定候補団体若しくは国の伝統的工芸品産業支援補助金の交付の対象とならない団体が実施する従事者の後継者の育成を行うもの

イ 共同振興事業

伝産法第7条第1項に規定する共同振興計画又は大臣通達第9項に規定する産地共同振興事業計画に基づく事業であって、需要開拓等の共同展開又は新商品の共同開発を行うもの

(2) 伝統的工芸品産業産地活性化事業

ア 産地活性化事業

伝産法第9条第1項に規定する活性化計画又は大臣通達第10項に規定する産地活性化事業計画に基づく事業であって、従事者の研修、技術若しくは技法の改善その他品質の改善、原材料についての研究、需要の開拓、原材料の購入、製品の販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供又は新商品の開発若しくは製造を行うもの

イ 連携活性化事業

伝産法第11条第1項に規定する連携活性化計画又は大臣通達第10項の2に規定する連携産地活性化事業計画に基づく事業であって、連携して従事者の研修、技術若しくは技法の改善その他品質の改善、原材料の研究、需要の開拓、原材料の購入、製品の販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供又は新商品の開発若しくは製造を行うもの

(3) 伝統的工芸品産業振興支援事業

伝産法第13条第1項に規定する支援計画又は大臣通達第11項に規定する産地支援事業計画に基づく事業であって、従事者の後継者の確保及び育成、消費者等との交流促進その他の伝統的工芸品産業の振興を支援するために行うもの

(4) 伝統的工芸品工房設置支援事業

特定製造協同組合等の構成員であるものが新たな工房の設置に伴い生産設備又は道具を整備する事業

(5) 伝統的工芸品作業集約化・内製化支援事業

特定製造協同組合等の構成員であるものが分業制による製造作業の集約化及び内製化に係る生産設備又は道具を整備する事業

(6) 伝統的工芸品認知度向上支援事業

特定製造協同組合等又は特定製造協同組合等の構成員であるものが県内の学校に

向けた体験授業を行う事業

(7) 伝統工芸品生産道具等整備支援事業

特定製造協同組合等、特定製造協同組合等の構成員であるもの又は岐阜県郷土工芸品指定製造者が生産基盤を整備又は強化するため生産設備又は道具を整備する事業

(8) その他知事が特に必要があると認めた事業

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第7条の規定による通知は、別記第2号様式により行うものとする。

2 第4条第1号、第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、交付の決定を受けた補助事業者の所在する市町村の長にも別記第2号の2様式により通知するものとする。

3 知事は、補助金の交付の決定を行う場合には、第6条第3項の規定により補助金に係る消費税等仕入額控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第6条第3項ただし書の規定の適用を受けるものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項とする。

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、別表補助事業の欄に掲げる事業ごとに補助対象経費相互のいずれか低い額の20パーセント以内の配分の変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的又は補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助事業の細部の変更とする。

4 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定による報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第6条第1号又は第2号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第3号様式)

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書(別記第5号様式)

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から20日以内とする。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項及び規則第22条に規定する書類、帳簿等を補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)の日の属する年度の翌年度以後5年間、知事の要求があったときに、いつでもその閲覧に供し得るよう保存しておかなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに別記第6号様式により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 実績報告書の様式は、別記第 7 号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第 7 号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該完了の日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。
- 4 補助事業者は、実績報告書の提出を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(履行確認)

第 12 条の 2 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。

- 2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。
- 3 知事は、前項の規定により現地確認を行うときは、商工労働部所管補助金等の検査に関する要領により実施するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第 13 条 規則第 14 条の規定による通知は、別記第 8 号様式により行うものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要があると認める経費については、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 知事は、次に掲げる場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業者が、伝統的工芸品工房設置支援事業又は伝統的工芸品作業集約化・内製化支援事業において、工房を設置した日から 5 年以内に工房での伝統的工芸品の製造業を廃止したとき。
  - (2) その他返還が相当と認める事由があったとき。
- 2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、補助金の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第 16 条 規則第 4 条の交付の申請があった場合において、当該申請をした者が第 3 条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第 5 条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第 3 条の規定に該当することが明らかになったときには、規則第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 10 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理等)

第 18 条 補助事業者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について別記第 11 号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 規則第 21 条第 2 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 21 条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記第 12 号様式によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事は、補助事業者が前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第20条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（補助事業実施後の状況報告等）

第21条 補助事業者は、意匠及び新商品の開発に係る補助事業の成果を企業化するよう努めなければならない。

2 意匠開発に係る補助事業を実施した補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化の状況等について、別記第13号様式により知事に報告しなければならない。

3 伝統的工芸品工房支援設置事業又は伝統的工芸品作業集約化・内製化支援事業を実施した補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る過去1年間の活動状況について、知事が別に定めるところにより報告しなければならない。

4 補助事業者は、前2項に規定する報告に係る会計書類その他の証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第22条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助金の交付の決定の日の属する年度又は当該年度の翌年度以後5年以内に出願し、若しくは取得した場合又はこれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、別記第14号様式による報告書にその旨を記載し、知事に届け出なければならない。

（収益納付）

第23条 知事は、補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他成果の他への供与により収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（書類の提出部数）

第24条 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

（補助事業の表示）



第 25 条 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業について県からの補助金を受けて実施する旨を別表 2 に定めたところにより表示するものとする。

2 前項の表示に要する経費は、補助対象経費とする。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

3 平成 16 年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

3 平成 19 年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成 20 年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成 24 年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算にかかる補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年度分の予算に係る補助金から適用する。